

まちづくりニュース

平成 24 年 9 月発行 戸倉地区まちづくり協議会

『戸倉地区まちづくり協議会総会』が開催されました

平成 24 年 8 月 21 日（火）に、志津川自然の家オリエンテーション室において、平成 24 年度戸倉地区まちづくり協議会（以下、協議会）が開かれました。

協議会は、平成 24 年 1 月 31 日に設立し、震災からの復興及び住みよい地域環境をつくり、育てることを目的として、役員会の開催や個別相談会の実施、まちづくりニュースの発行などに取り組んでいます。

総会では、これまでの活動を報告するとともに、これからは、協議会員である西戸・折立・水戸辺・在郷地区の住民の皆様にも参画していただけるように、今後の活動予定を報告しました。これからも、皆様の生活再建や将来の住みよい環境づくりに向けて、町と連携しながら、活動を充実していきたいと考えております。

戸倉地区まちづくり協議会総会の報告

開催日時：平成 24 年 8 月 21 日（火）18：30～19：30

開催場所：志津川自然の家 オリエンテーション室

参加者数：57 名

議事内容

- (1) 平成 23 年度の活動報告
- (2) 平成 24 年度の活動方針（案）
- (3) 平成 24 年度の予算（案）について
- (4) 規約の改正及び役員の変更
- (5) 協議会活動に係る意見交換

平成 23 年度の活動報告

- 平成 24 年 1 月
・戸倉地区まちづくり協議会設立総会
- 平成 24 年 2 月
・まちづくりニュース第 1 号発行
- 平成 24 年 3 月
・戸倉地区の高台移転に関する個別相談会
・第 1 回役員会
- 平成 24 年 5 月
・第 2 回役員会
・戸倉地区高台移転に関する全体集会
・戸倉地区の高台移転に関する個別相談会
- 平成 24 年 6 月
・第 3 回役員会
- 平成 24 年 7 月
・代表者会議
- 平成 24 年 8 月
・第 4 回役員会
- 平成 23 年度は、協議会としての予算はありませんでした。

平成 24 年度の活動方針

「(仮称)みんなでまちづくりを考える会」によるテーマ別検討

復興まちづくり勉強会の実施

個別相談会の実施

まちづくりニュースの発行

役員会の開催

総会の開催

【平成 24 年度の予算】

南三陸町「復興まちづくり協議会運営補助」制度の活用

< 補助対象経費 > 年間 50 万円を上限

< 資金計画 >

- ・まちづくりニュース郵送経費（年 6 回を予定）
- ・総会・全体集会等の案内郵送経費（年 6 回を予定）
- ・まちづくり部会（ワークショップ等）運営経費
- ・その他まちづくり活動等に会場費等の経費

住民の皆様が参画しやすい活動を充実します。

役員の改選

協議会規約に則り、以下の20名が各地区の代表として役員に改選されました。

| | | | | |
|-----|--------------|---------------|-------------|--|
| 会長 | 村岡 賢一（水戸辺地区） | | | |
| 副会長 | 阿部 一郎（折立地区） | 西條 貞義（在郷地区） | | |
| 理事 | 阿部 寿男（西戸地区） | 小山 博之（水戸辺地区） | 佐藤 喜信（西戸地区） | |
| | 阿部 七七夫（西戸地区） | 阿部 勝（折立地区） | 須藤 功（折立地区） | |
| | 菅原 博文（在郷地区） | 村松 仁幸（水戸辺地区） | 佐藤 昇二（折立地区） | |
| | 西條 信勝（折立地区） | 阿部 喜久男（西戸地区） | | |
| 監事 | 佐々木 正行（西戸地区） | 小野寺 義明（水戸辺地区） | 佐藤 真（折立地区） | |
| 会計 | 星 力（西戸地区） | | | |
| 庶務 | 佐藤 智（西戸地区） | 阿部 明広（折立地区） | | |

西戸・折立・水戸辺・在郷地区 災害危険区域指定に関する説明会のお知らせ

津波による被害は甚大であり、今後住民が現位置で再建して居住することは危険であるため、南三陸町では、災害危険区域を指定して、居住の禁止を予定しています。西戸・折立・水戸辺・在郷地区の災害危険区域は、9月の町議会に上程し10月施行を予定しています。指定にあたり、以下のとおり住民説明会が開催されます。

| | | |
|---------|--------------|--------------------|
| 説明会開催日時 | 9月7日（金） 16時～ | 志津川自然の家 オリエンテーション室 |
| | 9月8日（土） 15時～ | 津山公民館 婦人講座室 |
| | 9月8日（土） 18時～ | 南方イオン跡仮設住宅 1期集会所 |

対象者（災害危険区域指定予定の地権者）には、南三陸町復興事業推進課から、開催案内が郵送されています。

災害危険区域に指定されると……

災害危険区域に指定された区域内では、区域内の土地に新しく家を建て替えたり、既に建っている住宅を増築したり、改築したりすることはできません。災害危険区域に居住されていた方は、住宅移転に関する防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業を活用することができます。

詳しくは上記説明会において、町から説明があります。

がけ地近接等危険住宅移転事業（個別移転）の申込みについて

災害危険区域指定日以降、町が整備する高台の住宅地ではなく、自分で用意した土地に個別に移転する方は、がけ地近接等危険住宅移転事業（個別移転）を利用することが可能です。

この制度は、移転先の土地購入・造成・住宅建築費用に対する借入金の利子に対して、最大で住宅建設444万円まで、土地購入206万円まで、住宅用地造成58万円まで助成されます。また、除却費（引越代等）として最大78万円（領収書等による証明が必要となります）が補助されます。

詳しくは復興事業推進課窓口までお問い合わせください。

（住宅高台移転まちづくりニュース第4号：平成24年7月発行より）

📌 ご意見、お問い合わせ先は

〔まちづくり協議会事務局〕

南三陸町復興支援事務所

担当：大津・石村

TEL 0226-36-9860 FAX 0226-36-9861

南三陸町入谷字桜沢21-1（ランドブレイン株式会社南三陸事務所内）